

ハイライト:

・平成22年度税制改正のポイントを解説します

2010年3月

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

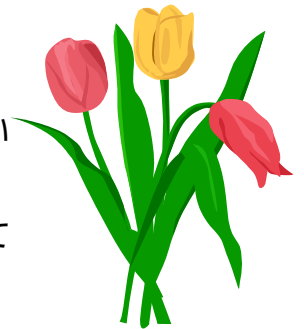
ご挨拶

まもなく春の到来となりますが、花粉症の方には辛い季節となります。体調管理には気をつけたいですね。

第41号では、平成22年度税制改正のポイントに関して取り上げてみました。

内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

公認会計士・税理士・AFP・IT コーディネータ 中村 元彦
公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香



目次:

ご挨拶 1

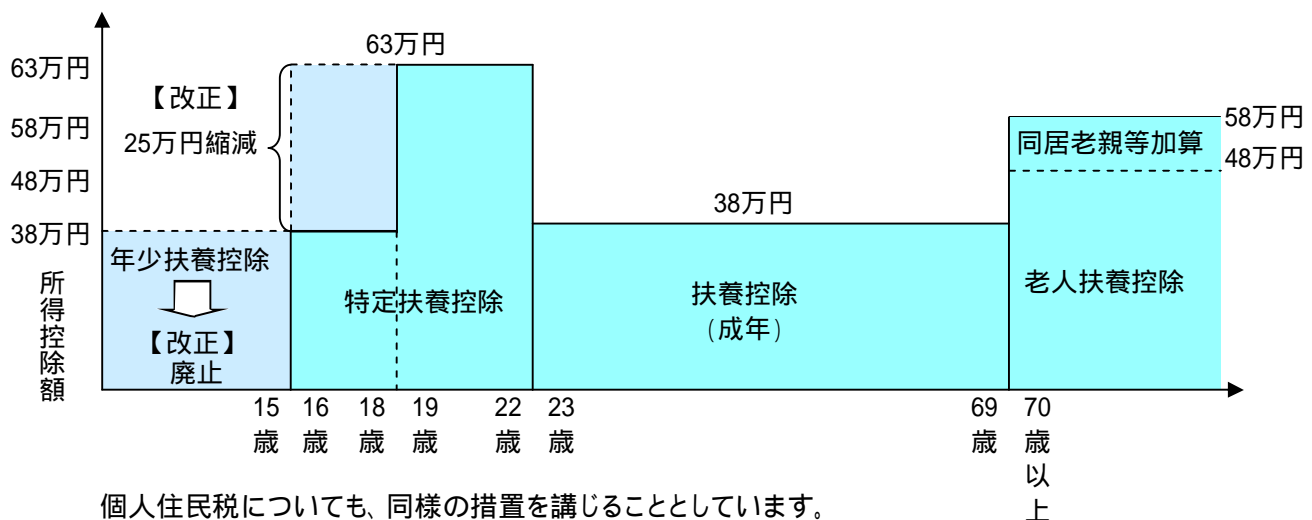
1

税制改正のポイント
< 個人所得税
・贈与関係 >

税制改正のポイント < 個人所得税・贈与関係 >

扶養控除の見直し (>_<)

所得控除から手当へ等の観点より、子供手当の創設とあいまって、年少扶養親族(～15歳)に対する扶養控除(38万円)が廃止になります。また、高校の実質無償化に伴い、16歳～18歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分(25万円)も廃止になります。



個人住民税についても、同様の措置を講じることとしています。

(参考) 年少扶養控除: 33万円 0円

特定扶養控除: 45万円 33万円

- ・年少扶養控除の廃止については、所得税は平成23年分から、住民税は平成24年度分からの適用となります。
- ・子供手当は平成22年度については、月額1.3万円が4月より支給されます。(平成22年度における子供手当の支給に関する法律において措置)。

住宅取得等資金の贈与の特例の拡充(^_^)

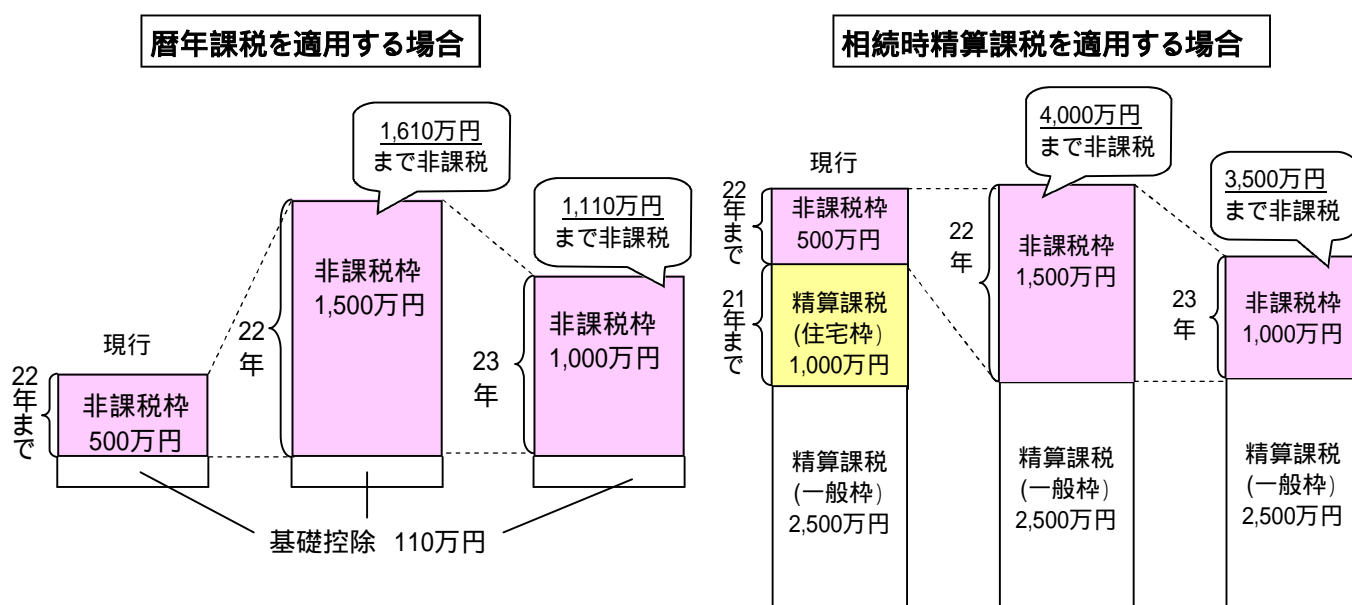
・住宅取得等資金の贈与の非課税限度額の引上げ

平成22年1月1日～平成23年12月31日までの時限措置として、20歳以上の者が直系尊属(親等)から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、所得制限2,000万円以下の者に限り、非課税限度額(現行500万円)が平成22年は1,500万円、平成23年は1,000万円になります。適用期限は平成23年12月31日までです。

平成22年に限り、所得制限のない500万円の非課税枠の利用も選択可能

・住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税の特例の上乗せ分の廃止

住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特別控除の1,000万円上乗せ分の特例は、適用期限平成21年12月31日をもって廃止されます。



生命保険料控除の改組(^_^)

生命保険料控除が改組され、各保険料控除の合計適用限度額が現行10万円から12万円に引き上げられます。

・「平成24年1月1日以後に締結した保険契約等(新契約)に係る生命保険控除」

新たに介護医療保険料控除が設けられ、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除のそれぞれの適用限度額は4万円ずつになります。

・「平成23年12月31日以前に締結した保険契約(旧契約)に係る生命保険料控除」

従前と同様の一般生命保険料控除、個人年金保険料控除(それぞれの適用限度額5万円)が適用されます。

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。

税理士法人 舞
中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1121

電話 03-3746-1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048-816-6180

Fax 048-834-1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp

ホームページもご覧下さい

[Http://homepage2.nifty.com/my-naka/](http://homepage2.nifty.com/my-naka/)